

ふれあい坂下(福祉有償運送事業)について

1 福祉有償運送の登録更新

日立市では、NPO 法人ふれあい坂下が事業の一環として福祉有償運送を行い、高齢者等の生活移動の支援を行っている。当事業を行うには、福祉有償運送制度の登録について、日立市公共交通会議での審査承認を経たのち、国土交通省へ制度の登録を行う必要がある。

現在、ふれあい坂下では、制度登録をして運行を行っているが、令和2年9月5日をもって登録有効期間の3年が満了となるため、登録の更新を行うこととする。

2 福祉有償運送の概要

福祉有償運送とは、対象の地域において、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人やNPO法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスである。日立市域内においては、現在、NPO法人ふれあい坂下のみが福祉有償運送を行っている。

3 ふれあい坂下について

- (1) 団体名 : 特定非営利活動法人 ふれあい坂下
- (2) 設立年月日 : 2002年(平成14年)9月2日設立
- (3) 活動内容 : ふれあい坂下では、高齢者や障がい者、子育て世帯の方が自立した生活を送れるよう、主に以下の3つのサービスを提供し、地域との協働を図りながら利用者に対する生活支援を行っている。

ア 配食サービス

地域の一人暮らしの高齢者を対象とした配食サービスを行い、利用者の健康維持を図るとともに、安否確認等の見守りサービスも行う。

イ 生活支援サービス

地域での生活を希望しながら、自立した生活が困難な高齢者・障がい者に対し、以下のようなサービスを提供している。

- (ア) 外出支援 : 病院その他への外出の際、付き添い送迎を行う。
※今回の協議では、上記サービスの継続に係る登録更新を行う。

(イ) 買い物サービス : 買い物の代行、又は付き添いを行う。

(ウ) 調理サービス : 食事の用意、調理を行う。

(エ) 掃除サービス : 屋内外の掃除(庭の草取り、大掃除など)を行う。

ウ 交流支援サービス

子育て世帯に対し、子供の一時預かり事業や、母親の育児相談会などを実施し、利用者の子育て環境の向上を図る。